

弥富市告示第 159 号

弥富市火葬場条例施行規則（昭和50年弥富町規則第2号）第2条の規定に基づく休場日を次のように告示する。

令和8年10月 1日

弥富市長 安 藤 正 明

令和9年における火葬場の休場日						
1月	5日	10日	16日	22日	28日	
2月	3日	8日	14日	20日	26日	
3月	4日	8日	14日	20日	26日	
4月	1日	12日	18日	24日	30日	
5月	10日	16日	22日	28日		
6月	3日	8日	14日	20日	26日	
7月	2日	6日	12日	18日	24日	30日
8月	3日	9日	15日	21日	27日	
9月	1日	7日	13日	19日	25日	
10月	5日	11日	17日	23日		
11月	2日	8日	14日	20日	26日	
12月	1日	7日	13日	19日	25日	30日

弥富市火葬場条例施行規則

第2条 弥富市火葬場の休場日は、慣習等の事由により市長が必要があると認めて告示した日及び1月1日とする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に前項の休場日を変更することができる。